

質 疑 応 答 書

件名 仙台市交通局バス出張所等電力需給

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

質 問 事 項		整理番号						
質 問 事 項		回 答						
	①電力需給契約書(案)第9条 燃料費等調整について 燃料費等調整額は、旧一般電気事業者の調整額を超えない範囲で調整できる旨条文に記載ありますが、電気料金ご請求において燃料費等調整を実施しないこと(電気料金単価に織込など)は許容されるのでしょうか。	・料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。						
	②上記が許容される場合、電気料金の構成が各社で異なるため、一定の条件下で燃料費等調整予定額を入札金額に織込まなければ公平な入札にならないのではないかと考えますがご見解をお伺いいたします。							
	なお、仙台市役所本庁舎電力需給の一般競争入札の質疑において同質問を行い、「料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。」と回答をいただいております。							
	③電力需給契約書(案)第10条 契約単価の変更について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	・電力需給契約書第10条に基づき、変更について協議いたします。						
	④電力需給契約書(案)第11条4項について 弊社では、延滞利息率を年10%としておりますが、協議(変更)することは可能でしょうか。	・遅延利息率について、電力需給契約書第11条第4項のとおりとします。						

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。